

(別表)

身体障害者等の軽自動車税の「減免対象となる障害の程度」 減免が受けられる方の範囲

減免が受けられるのは、申請をされる年度の賦課期日である4月1日の時点で、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(以下「身体障害者等」といいます。)のうち、次の表に記載した障害に該当し、さらに減免が受けられる軽自動車等の要件も満たしている方となっています。

障害の区分		障害の程度	
		身体障害者本人が運転	生計を一にする者 常時介護する者 } が運転
視覚障害	身体障害者	1級～4級	1級～4級
	戦傷病者	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
聴覚障害	身体障害者	2級、3級	2級、3級
	戦傷病者	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
平衡機能障害	身体障害者	3級	3級
	戦傷病者	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
音声機能障害	身体障害者	3級(喉頭摘出者のみ)	
	戦傷病者	特別項症～第2項症 (喉頭摘出者のみ)	
上肢不自由	身体障害者	1級、2級	1級、2級
	戦傷病者	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
下肢不自由	身体障害者	1級～6級	1級～3級
	戦傷病者	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	特別項症～第4項症
体幹不自由	身体障害者	1級～3級、5級	1級～3級
	戦傷病者	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	特別項症～第4項症
乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障害	上肢機能者 身体障害者	1級、2級	1級、2級
	移動機能者 身体障害者	1級～6級	1級～3級
心臓 呼吸器 じん臓 ぼうこう または直腸 機能障害	身体障害者	1級、3級	1級、3級
	戦傷病者	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
ヒト免疫不全ウィル スによる免疫機能 障害	身体障害者	1級～3級	1級～3級
肝臓機能障害	身体障害者	1級～3級	1級～3級
	戦傷病者	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
知的障害者		その障害の程度が「重度」(療育手帳に記載された障害の程度が「A」)の方	
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級の方	

障害が重複することにより、表と異なる上位の等級とされている場合は、事前にお問い合わせください。

下肢および体幹不自由などの場合は運転者別によって減免が受けられる障害の範囲が異なるのでご注意ください。